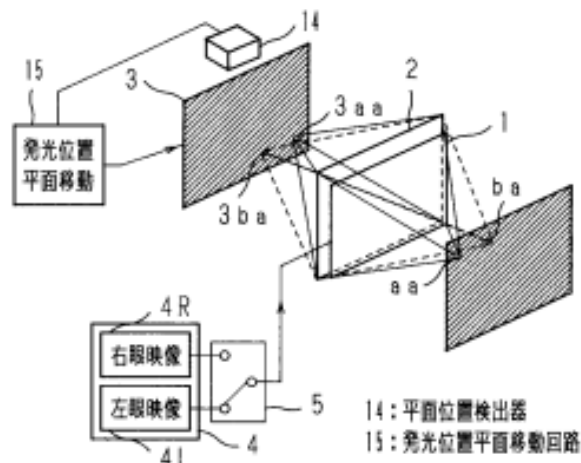


# 『3Dテレビの特許侵害訴訟におけるクレーム解釈』



出典：特許第3569522

近年、3Dテレビ（立体映像を表示する機能を有するテレビ）、4Kテレビ、8Kテレビ（4K解像度、8K解像度の映像を表示する機能を有するテレビ）等、次々と新しい映像技術を盛り込んだテレビが登場し、映像技術の進歩が著しい。本件は、3Dテレビに関する特許権者が、2Dテレビ（二次元映像のみを表示する機能を有するテレビ）の製造業者を特許権侵害で訴えた事案である。

## 事案の概要

原告は、発明の名称を「表示装置」とする特許の特許権者である。被告株式会社ナナオ（現 EIZO 株式会社、以下、「EIZO」という。）は、液晶ディスプレイを有する2Dテレビを製造販売している。原告は、EIZO が製造販売する2Dテレビが、原告の特許権の技術的範囲に属し、原告特許権を侵害するとして、EIZO に対し損害賠償金の支払いを求めた。当所は EIZO を代理した。

本件特許の請求項1に係る発明（以下、「本件発明」という。）は、次のとおり分説される。

- A LCDを備え、
- B 前記LCDに異なる画像を順次表示する場合において、
- C 前記LCDに1フィールドあるいは1フレーム分の映像信号を入力する毎に、前記LCDに全画面黒表示を行わせるための全画面黒信号を入力することを特徴とする
- D 表示装置

上記構成要件は、文言上は3Dテレビに限定されておらず、2Dテレビも含むように読める。しかし、EIZO は構成要件B、Dは本件特許発明が3Dテレビの発明であることを前提として充足性を判断すべきであると主張し、構成要件B、Dを限定解釈すべきであると主張した。

## 大阪地判平成20年5月8日の判断

大阪地裁（山田裁判長）は、次のように判示し、EIZO の主張を認めた。

## 1 本件発明の技術的範囲

大阪地裁は、次のように明細書の記載を参酌して、構成要件Dを「立体映像表示装置」、構成要件Bを「左右各眼用の各画像を時分割的に切り換えて順次表示する」と限定解釈した。すなわち、裁判所は、本件発明の技術的範囲に、2Dテレビは属さず、3Dテレビのみ属するように限定解釈した。

### (1) 構成要件D

本件発明は立体映像表示装置（3Dテレビ）の発明である。なぜなら、①本件明細書においては、技術分野、発明の課題、実施例のすべてにおいて、3Dテレビについての記載しかなく、立体映像の表示機能を備えない装置（2Dテレビ）の記載はなく、また、②本件発明は、3Dテレビにおいて、表示板にLCDを使用した場合の問題点を解決しようとする発明であるからである。したがって、本件発明の技術的範囲は3Dテレビに限定されるから、構成要件Dは、「立体映像表示装置」と解すべきである。

また、本件特許は分割出願であるところ、裁判所は原出願との関係も次のように考慮した。すなわち、本件原出願明細書においても、3Dテレビの記載しかなく、2Dテレビに関する記載は一切ない。したがって、仮に本件発明が2Dテレビを含むと解釈すると、本件明細書には、本件原出願明細書又は図面に記載した事項の範囲内ではないものが含まれることになり、本件出願は分割出願の適法要件を満たさないことになる。そして、本件出願が分割出願の適法要件を欠くとすれば、出願日の遡及は認められず、現実の出願日が本件発明の出願日となるが、本件原出願明細書によれば、本件発明は既に開示されており、新規性を欠く。他方で、本件発明は2Dテレビを含まず、3Dテレビのみの発明であると解すれば、同発明は

本件原出願明細書に記載されたものであるから、本件出願が分割出願の適法要件を欠くことにはならず、上記無効理由があるとはいえない。この点からみても、構成要件Dは「立体映像表示装置」と解釈するのが相当である。

### (2) 構成要件B

前記のとおり、本件発明は3Dテレビの発明であるから、構成要件Bの「異なる画像を順次表示する」は、「左右各眼用の各画像を時分割的に切り換えて順次表示する」という意味と解される。

## 2 被告製品の発明の技術的範囲への属否

被告製品は、家庭等で使用される液晶テレビであって、受信可能な放送/メディアも通常、二次元映像を伝送しているものであり、入力端子も二次元映像を入力するものである。よって、被告製品は、立体映像を表示できないから3Dテレビではなく、二次元の映像のみを表示する2Dテレビであると認められる。したがって、被告製品は構成要件Dを充足しない。

また、被告製品は、「左右各眼用の各画像を時分割的に切り換えて順次表示する」ために必要な表示装置の構成を備えるものとは認められない。よって、被告製品は構成要件Bを充足しない。

以上のとおり、被告製品は、少なくとも本件発明の構成要件B、Dを充足しないから、本件発明の技術的範囲に属するとはいえない。

以上のように判断して、裁判所は原告の請求を棄却した。

### Practical tips

裁判所は、本件特許の明細書の記載だけでなく、原出願明細書の記載も考慮した上で、本件発明の技術的範囲に3Dテレビのみが属すると限定解釈した。広く解釈すれば分割出願の適法要件を満たさなくなり、出願日の遡及は認められず、その結果新規性違反で無効となってしまうため、同要件を充足するように狭くクレーム解釈を行い、

非侵害の結論を導くとの手法は、他の裁判例ではあまりみられないものであり、分割出願に対する防御の手法として注目される。

他方、分割出願に係る特許の特許権者としては、分割出願の適法要件の充足性も念頭に置きながら、侵害論を構築する必要がある。

執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳



弁護士 木下 倫子

阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪市中央区城見 1-3-7

松下 IMP ビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。  
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。